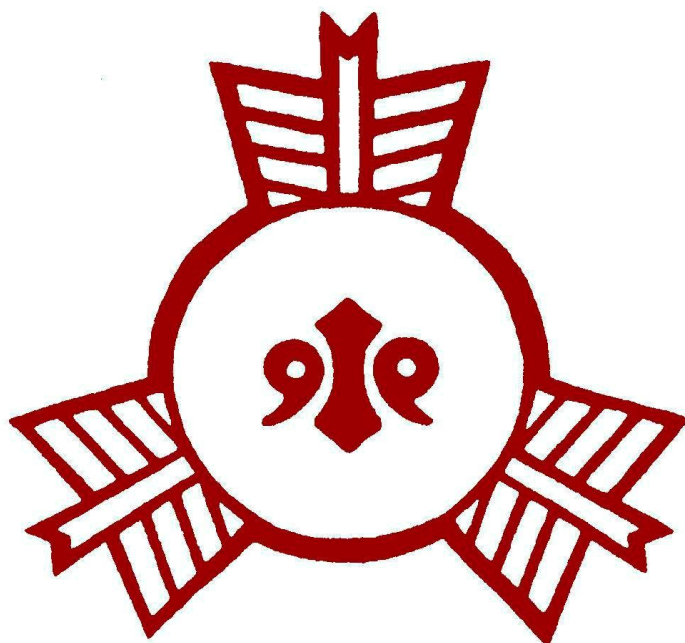


P T A 規約

保存版



狛江市立狛江第三小学校 P T A

狛江市立狛江第三小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は、狛江市立狛江第三小学校PTAといい、事務所を狛江第三小学校（東京都狛江市猪方1-11-1）におく。

第2章 目 的

第2条 この会は、会員の緊密な連携によって民主的な教育の向上に協力し、児童の幸福な成長をはかり、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 この会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦と研修
- 2 児童の教育条件の向上に努める
- 3 学校と家庭と地域社会の連携による児童の健全な育成
- 4 その他教育上必要と認められること

第4章 方 針

第4条 この会は、学校教育に協力する民主団体であって、目的達成のため、次の方針を守る。

- 1 他の如何なる団体の干渉をも受けない
- 2 営利を目的とする行為を行わない
- 3 学校経営方針を妨げない
- 4 目的を同じくする他の諸団体及び機関と連携協力する
- 5 政党・宗教・営利を目的とする個人及び団体を支持しない

第5章 会 員

第5条 この会の会員は、狛江第三小学校児童の保護者と教員で構成され、すべて平等の権利と義務をもつ（1世帯1会員とする）。

第6条 すべての会員は、会費を納入する。

第6章 役 員

第7条 この会の事業を執行するために、次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名（内1名 副校長）
- 3 書記 3名（内1名 教員）
- 4 会計 3名（内1名 教員）

但し、周年行事・P連当番校時などには必要に応じて増員できる。

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統轄する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する
- 3 書記は会議の通知、記録、諸種の資料を作成し、保管する
- 4 会計は予算に基づき一切の会計事務を処理し、会の財産を管理する

第9条 1 役員は、総会において決定する

2 役員の仕事は1年とし、役員の仕事は認めない（但し、再選は妨げない）

3 役員に欠員が生じたときは、臨時総会で協議の上選出する（補充の役員の仕事は、前任者の残りの期間とする）

第10条 役員に校長を加え執行部会を構成し、必要事項を処理する。

第7章 委員会及び特別委員会

第11条 この会の事業を執行するために、各種委員会をおく。

第12条 各委員会の委員は、各学級及び、各地区班を選出母体とする。

第13条 教員は、各委員会に1名ずつ所属することとし、教員側で選出する。

第14条 1 委員の任期は原則1年とし兼任は認めない(但し、再選は妨げない)
2 委員に欠員が生じた場合は、選出母体において補充する

第15条 第11条とは別に、特定の目的を遂行するため、必要に応じ運営委員会の承認を得て、特別委員会をおくことができる。但し、この委員は必要に応じ兼任ができ、任務終了と同時に解散する。

第16条 各委員会及び特別委員会は委員の互選により正副委員長を選出し、随時会合を開き業務の円滑な遂行に努める。

第17条 各委員会及び特別委員会の活動計画は、運営委員会の承認を得るものとする。

第8章 運営委員会

第18条 運営委員会は、役員、各委員長、校長で構成する。

第19条 運営委員会は、この会の最高の運営機関で、会長が招集する。

第20条 運営委員会には構成員のほかに次の者も出席できる。但し、会議の議決権はない。

- 1 出席を申し出て、会長が認めた者
- 2 会長が招集した者

- 第21条 運営委員会は、次の事項について協議する。
- 1 総会で決められた事業計画の実施
 - 2 総会上程する予算の編成とその執行
 - 3 各委員会活動の調整連絡
 - 4 総会決議を必要としない案件の審議及び決議
 - 5 その他緊急な事項

第9章 総 会

- 第22条 総会は、会の最高決議機関であり、定期総会と臨時総会とする。
定期総会は、毎年1回、年度始めに開く。

- 第23条 総会は、会員数の5分の1以上の出席をもって成立とする。やむを得ず出席できない時は、委任状をもって出席にかえることができる。但し、決議には、出席者の過半数の同意を必要とする。

- 第24条 総会は、会長が召集し議長を互選して次の事を行う。
- 1 役員承認
 - 2 予算及び事業計画の決定
 - 3 事業報告と決算承認
 - 4 その他必要な事項

- 第25条 臨時総会は、会員の4分の1以上の請求があった時、または執行部会が必要と認めた時、会長が召集する。

第10章 会 計

- 第26条 この会の経費は、会費その他によってまかなう。

- 第27条 会費は、1世帯年額2,000円（途中入会の場合は、月割）とする。
但し、途中退会の時は返納しない。

第28条 この会は資産を第3章の事業の為に使用する。

第29条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第11章 会計監査

第30条 会計監査役は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第31条 会計監査役は、3名（内1名は教員）とし、選出方法及びその任期は役員に準じ、役員及び委員の兼任はできない。

第12章 サークル

第32条 会員の希望により、サークル活動を認める事ができ、その活動範囲は第15条の特別委員会の規定に準ずる。

第13章 個人情報の取り扱い

第33条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理および開示については、「個人情報取扱方針」を発行し、その内容は運営委員会において定めることができる。

第14章 付 則

第34条 事業に必要な細則は別途『PTA活動のしおり』を発行し、その内容は運営委員会において定めることができる。
但し、本規約で規定した範囲内とする。

第35条 本規約の改正は、運営委員会が必要と認めた場合、総会の議を経て改正する。また必要のある場合、改正委員会を設置し、検討することができる。なお、総会に提出するに当たっては、周知をはかるものとする。

第36条 会計帳簿及び決算書、総会及び運営委員会の議事録は5年間保管する。また、周年事業関連及び規約改正関連の主要書類は無期限に保管する。

沿 革

規約は、昭和54年5月18日改正、実施（昭和54年以前の規約は不明）。

昭和61年5月一部改正

昭和62年3月一部改正

平成 4年3月一部改正

平成10年3月一部改正

平成12年3月一部改正

平成20年3月規約改正

平成23年3月一部改正

平成26年3月一部改正

平成30年3月一部改正

令和 5年2月一部改正